

平成18年10月1日

平成18年度 No.4

目 次

- I 障害児施設の措置児童に係る医療費について（通知）
- II 70歳以上一定以上所得者の負担割合について
（鳥取県医師国民健康保険組合）
- III 一部負担割合の変更について （兵庫県歯科医師国民健康保険組合）
- IV 給付割合の改定について （沖縄県医師国民健康保険組合）
- V 警察共済組合組合員証等の更新について
- VI 平成18年における組合員証等の検認について
- VII 組合員証等のカード化の実施について

I 障害児施設の措置児童に係る医療費について（通知）

〔第200600077428号 18.9.8
鳥取県福祉保健部障害福祉課長〕

鳥取県福祉保健部障害福祉課長より下記のとおり通知がありましたので、お知らせ致します。

記

障害者自立支援法の施行に伴う児童福祉法の改正により、平成18年10月から障害児施設における医療費については、現在の措置医療費から原則、障害児施設医療費へ変更になります。（別紙添付書類参照）

については、お手数ですが貴団体より県内関係団体・医療機関への周知をよろしくお願い致します。

（担当）障害福祉課 療育係 湯谷
（電話）0857-26-7865

II 70歳以上一定以上所得者の負担割合について（お知らせ）

鳥取県医師国民健康保険組合
理事長 長田昭夫

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度の医療保険の改正に伴う一部負担金の取扱いについては、下記のとおりとしていただきたくご案内いたします。

つきましては、貴会会員へのご周知を賜りますよう、お願いいたします。

記

1. 本組合の70歳以上一定以上所得のある方の負担割合について

本組合では、組合員・准組合員の負担割合は2割、家族3割となっております。

この度の制度改正で、70歳以上一定以上所得のある者については平成18年10月1日より3割負担となりますので、窓口においては、高齢受給者証の負担割合での取扱いをお願いいたします。

Ⅲ 一部負担割合の変更について

兵庫県歯科医師国民健康保険組合
理事長 橋本 猛 伸

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は当組合の運営に格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、本組合被保険者の一部負担割合の変更を下記の通りお知らせいたします。
つきましては、貴会会員へのご周知を賜りますよう格段のご高配、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 本組合の70歳以上一定以上所得のある方の負担割合について

今回の医療制度改革により70歳以上で一定以上所得のある方は平成18年10月1日から3割負担になりますが、本組合では平成18年12月1日から若人（3歳から69歳）が3割負担になることから、規約を改正し、本組合の70歳以上一定以上所得者は11月30日まで2割負担、12月1日から3割負担になります。

受給者証の「一部負担金の割合」の欄に **3割（平成18年11月30日までは2割）**と表記しています。

なお、老健対象者と3割負担になる日が違いますので、くれぐれも受給者証の確認をお願いいたします。

2. 平成18年12月1日から3歳から69歳は3割負担になります。

保険者番号	被保険者区分		一部負担割合	
			変更前	変更後
283069	甲種	本人	入院 2割	入院・外来 3割
			外来 2割	
		家族	入院 2割	
			外来 3割	
	乙種	本人	入院 2割	
			外来 3割	
		家族	入院 3割	
			外来 3割	

なお、0歳から2歳は2割、70歳以上は受給者証に示す割合となります。

IV 給付割合の改定について

沖縄県医師国民健康保険組合
理事長 宮城 信雄

平素より本組合の事業運営にご協力賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、本組合では平成18年2月23日に開催いたしました第64回組合会において慎重に協議した結果、下記のとおり給付割合を変更することとなりましたのでお知らせいたします。

記

1. 給付割合の変更内容

種 別	改 正 前	改 定 後
医師組合員	8 割	7 割
従業員組合員		
家 族	7 割	7 割

※3歳未満、前期高齢者並びに老人保険適用者は、法に定める給付割合

2. 施行年月日 平成18年10月1日

V 警察共済組合組合員証等の更新について

標記の件につきまして、警察共済組合理事長より以下のとおり通知がありましたのでお知らせ致します。

[18.8.29 警察共済組合理事長]

みだしのことについて、当組合においては下記のとおり取り扱うので、ご協力方よろしくお願いいたします。

記

1 平成18年10月1日からカード様式となる組合員証等

- (1) 警察共済組合組合員証
- (2) 警察共済組合組合員被扶養者証
- (3) 警察共済組合任意継続組合員証
- (4) 警察共済組合任意継続組合員被扶養者証

2 平成18年10月1日以降も引き続き紙様式の証

- (1) 警察共済組合高齢受給者証
- (2) 警察共済組合標準負担額減額認定証
- (3) 警察共済組合限度額適用・標準負担額減額認定証
- (4) 警察共済組合特定疾病療養受療証

3 廃止する証

警察共済組合遠隔地被扶養者証（平成18年10月1日以後は無効となります。）

4 様式

(1) カード様式

ア サイズ

縦 54mm×横 86mm×厚さ 0.76mm

イ カードデザイン

別紙1参照

(2) 紙様式

ア サイズ

縦 127mm×横 91mm

イ 紙質等

- (ア) 警察共済組合高齢受給者証及び警察共済組合限度額適用・標準負担額減額認定証

上質紙・白色（特厚口）

(イ) 警察共済組合標準負担額減額認定証及び警察共済組合特定疾病療養受療証
上質紙・ラベンダー色（特厚口）

5 有効期限

警察共済組合組合員証、警察共済組合組合員被扶養者証及び警察共済組合特定疾病療養受療証には有効期限はありません。

6 資格証明書

更新のため組合員証等を組合に提出中の者で診療を受ける組合員又は被扶養者が
ある場合には、別紙2の様式による警察共済組合員資格証明書を交付します。

7 交付年月日

平成18年10月1日。ただし、紙様式の証において、有効期限満了前のものにつ
いては、この限りではありません。

また、更新作業を平成18年9月中に行いますので、更新後即日有効としてご対応
いただくようお願いいたします。

【県医注】本文中、別紙は省略します。

VI 平成18年における組合員証等の検認について

日医発第645号（保107）18.9.14

日本医師会長 唐澤祥人

国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）第92条第1項の規定に基づき、国家公務員共済組合の組合員証等の検認が実施されることになり、財務省主計局長より別添のとおり周知方協力依頼がありましたので、ご連絡いたします。

平成18年における検認の概要は下記のとおりでありますので、貴会会員への周知方ご高配賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 組合員証等の検認は平成18年9月から10月までの間で本部長が定める期間中に実施する。
2. 組合は組合員証等の検認を実施するにつき、組合員若しくは被扶養者の療養のため又は事務処理等の理由によりやむを得ない場合は、別紙様式により「共済組合員資格証明書」を発行する。

（添付資料）

平成18年における組合員証等の検認について

（平18.7.5 財計第1721号 財務省主計局長）

【県医注】 添付資料は省略します。

VII 組合員証等のカード化の実施について

日医発第647号（保109） 18.9.14

日本医師会長 唐澤祥人

「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」（平成17年内閣府・総務省・文部科学省令第2号）が平成17年11月11日に公布され、平成18年4月3日付け地方公務員等共済組合法施行規程運用方針の一部が改正されました。

これを受けて、今般、総務省自治行政局長及び同局公務員部福利課長より関係機関に対し、標記に係る通知が発出されましたのでご連絡いたします。

概要は下記のとおりでありますので、貴会会員への周知方ご高配賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 組合員等の利便性の向上等を図るため、組合員及び被扶養者毎にカード様式の組合員証及び組合員被扶養者証を交付する。（これに伴い、「遠隔地被扶養者証」は廃止される。）
2. カード様式の切り替えは「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」の施行日（平成17年11月11日）より適宜実施することができ、当分の間、改正前の紙様式による組合員証等を交付することができる。（各組合において、組合員証等の更新時期や財政状況等を考慮して判断される。）
3. 更新または検認を受けるため組合員証等を組合に提出した後において、療養の給付等を受ける必要がある場合には、所属所長が発行する資格証明書をもって療養の給付等を受けるものとする。
4. その他詳細については、添付資料を参照されたい。

（添付資料）

1. 組合員証等のカード化に伴う事務の取扱いについて（通知）
（平18.9.4 総行福第268号 総務省自治行政局長）

【県医注】 添付資料は省略します。